



麺-1グランプリ in 館林 (館林市)



揚舟 谷田川めぐり (板倉町)



# 第6号

平成29年(2017)9月1日発行

## 館林市・板倉町

# 合併協議会だより



館林市

板倉町

報告第17号 . . . . . P 2  
 議案第 8号 . . . . . P 2 ~ P 5  
 議案第15号 . . . . . P 5  
 議案第16号 . . . . . P 5 ~ P 8

協議第16号 . . . . . P 8 ~ P 9  
 協議第17号 . . . . . P 9 ~ P 10  
 協議第18号 . . . . . P 10

発行：館林市・板倉町合併協議会 / 編集：館林市・板倉町合併協議会事務局

〒374-8501

群馬県館林市城町1番1号 (館林市役所内) TEL:0276-72-4111 (内線511・514) / FAX:0276-72-3297

【URL】 <http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

【E-mail】 [tatebayashi-itakura.gappeikyo@city.tatebayashi.gunma.jp](mailto:tatebayashi-itakura.gappeikyo@city.tatebayashi.gunma.jp)

**第6回合併協議会が開催され、1件の報告、3議案の審議事項、3議案の協議事項について協議が行われました**

平成29年7月28日、板倉町中央公民館大ホールにおいて、第6回合併協議会が開催されました。  
はじめに、報告事項として「館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書」について報告がありました。

次に、審議事項として第3回合併協議会から継続審議となっている

「合併の方式」について意見交換が行われました。また、第5回合併協議会で協議を行った「国民健康保険事業の取扱い」と「各種事務事業の取扱い」のうち、保健福祉部会に関する「保健衛生事業」について審議が行われました。

最後に、協議事項として「各種事務事業の取扱い」のうち、保健福祉

**第6回合併協議会で協議された内容**

**報告事項**  
報告第17号 館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について

**審議事項**  
議案第8号 【合併協定項目 1】合併の方式について（継続審議）  
議案第15号 【合併協定項目 20】国民健康保険事業の取扱いについて  
議案第16号 【合併協定項目23-9】保健衛生事業について

**協議事項**  
協議第16号 【合併協定項目23-12】児童福祉事業について  
協議第17号 【合併協定項目23-13】保育事業について  
協議第18号 【合併協定項目23-14】生活保護事業について

**用語の説明**  
「報告事項」…合併協議会に関連する事項などの結果について報告するものです。例：「報告第〇号」  
「審議事項」…会長から提案し、合併協議会で審議・決定するものです。例：「議案第〇号」  
なお、継続的な審議が必要な場合は「継続審議事項」として、次回以降も引き続き審議を行います。  
「協議事項」…審議事項とする前に、事務局からの事前説明を行い、次回以降の合併協議会で審議・決定するものです。例：「協議第〇号」

部会に関する「児童福祉事業」や「保育事業」などについて協議が行われました。事務局から説明された内容と各委員からの質疑などについて、その概要をお知らせします。

**報告第17号**

**館林市・板倉町合併協議会規約に関する協議書にかかる変更協議書について**

平成28年6月1日に両市町の長が協議して定めた事項のうち、次の項目について再協議を行った結果が報告されました。

規約	5号委員 【学識経験者】
役職	板倉町農業委員会会長
変更協議後	小林 博
変更協議前	小野寺 幸一

(敬称略)

**議案第8号**

**合併の方式について**

↓継続審議となりました

恐れがあると考えます。

■自治体の大小は問わず、両市町が新しいまちづくりに向かってスタートするわけですので、A案（新設合併）でお願いしたいと考えます。また、板倉町議会として新設合併か編入合併かということをご各議員に確認しましたが、ほとんどの議員がA案（新設合併）という意見でした。

【B案（編入合併）に賛成する委員からの意見（要旨）】

■地区の区長会の集まりにおいて意見を伺ったところ、皆さんがB案（編入合併）という意見でした。出された意見としては、人口が10万人を超えるような大規模な合併であれば新設合併も考えられますが、今回の合併については、新設合併は考えられないというものなどでした。

■館林商工会議所の常議員などのかたがたから意見を伺いまし

第3回及び第4回合併協議会において、合併の方式に関する意見交換が行われ、また、第5回合併協議会では、群馬県総務部市町村課長を講師に招いて市町村合併に関する講演会が開催されました。

前回の合併協議会において、各委員が所属する組織や団体などの意見聴取や集約をお願いされていきましたので、その結果に基づき3回目の意見交換が行われました。

議案の審議にあたり、事務局から次のような説明がありました。

《説明》

前回の合併協議会で行われた講演会の内容をそれぞれの組織や団体などの皆様に十分お伝えいただき、引き続き意見集約をお願いしました。今回は、第4回合併協議会に引き続き、合併の方式についてご意見をお伺いするのですが、前回ご意見を伺った際に、「新設合併と編入合併の調整方針に文言の差があることは適切ではない」とのご指摘をいただきましたので、調整方針の一部を修正しました。

なお、修正につきましては、両市

町の合併は、新設合併または編入合併のいずれかの方式を選択しても「対等・平等の精神に基づく立場で臨む」ことが原則であることから、合併の方式の違いにより調整方針の文言に差をつけることなく、合併の方式のみを記載した調整方針としました。

事務局よりお示しする具体的な調整方針は次のとおりです。

【A案（新設合併）】

両市町の合併は、館林市及び邑楽郡板倉町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する「新設合併」とする。

【B案（編入合併）】

両市町の合併は、邑楽郡板倉町を廃し、その区域を館林市に編入する「編入合併」とする。

【A案（新設合併）に賛成する委員からの意見（要旨）】

■これからの人口減少社会に向けて、二つの自治体がいっしょ

■合併はあくまで住民サービスを向上させるための手段であると考えていますので、A案（新設合併）とするべきと考えます。また、市民・町民に理解されるためには、新設合併とすることで苦勞を共にしながら進めていくことが非常に大切であると考えます。

■現状ではA案（新設合併）に賛成します。最終的には議会が決めることを考えれば、前回までの意見交換で両市町の議会議員の多くが新設合併という意見でしたので、B案（編入合併）ではスムーズに協議が進まない

たが、9割のかたがB案（編入合併）という意見でした。館林市と板倉町は歴史や文化が非常に似ているので、合併してもスムーズにいくなさくはないかと考えます。もちろん、将来像をきちんとわかりやすく丁寧に示した上で、対等・平等の精神で取り組むことが必要ですが、少子高齢化の時代であり、スピード感を持って編入合併とすることやむを得ないと考えます。

■館林市農業委員会の委員に意見を伺いましたが、B案（編入合併）という意見でした。少子高齢化は待ったなしであり、両市町の課題である合併は避けて通れない状況です。できるだけ早く合併を推進したいと考えます。

■住民サービスの水準をこれまで以上に向上させることは難しいかもしれませんが、現状を維持するためにも合併は避けて通れないと考えます。合併にかかる経費を最小限にとどめるため

にも、B案（編入合併）が良いのではないかと考えます。

■合併に時間と経費を費やすことは望ましくなく、できるだけスムーズに進めるためにもB案（編入合併）が良いと考えます。

■これまでも意見交換を行ってきましたが、現時点において合併の方式が決定されていない状況です。今大事なことは、合併を目指して協議会を一步でも前に進めることではないかと考えます。また、前回の講演会において合併の方式は、あくまで手続き上の問題であるということでしたので、合併を進めるために、B案（編入合併）としたいと考えます。合併は非常に微妙な問題を含んでいます。協議は信頼関係の上に成り立つものですので、真摯にそしてソフト面を重視した協議を進めていきたいと思えます。

■前回の意見交換では、合併を

機に行財政改革を進めるために4月の市議会議員選挙が行えれば良いと考え、A案（新設合併）としましたが、いろいろなかたの意見も伺つ中で、館林市民としては板倉町民の600余名の署名から始まった今回の合併の協議であり、あくまで対等・平等の協議を進めるという前提でB案（編入合併）と考えます。

■新設合併と編入合併の違いは強いて挙げれば首長選挙があるかどうかであり、中身に大きな違いはありません。編入合併という言葉の響きが悪く大きなハードを背負つという誤解を取り除く説明が必要ですが、結論としてはB案（編入合併）でお願いしたいと考えます。

■両市町にはそれぞれ歴史があり、そこに住んでいるという誇りもあります。また、将来に向かって共に新しい未来を描いていく必要もあることから市町村

合併に対する基本的な考え方は、常にA案（新設合併）です。しかし、合併協議会の目的は合併後の姿を描いていくことであり、また、今後も合併協議を進めていかななくてはならないという現状を踏まえると、B案（編入合併）でもやむを得ないと考えます。

■対等に新しい市をつくっていくということや板倉町民のかたがたの心や気持ちなどを考え、A案（新設合併）を希望していました。しかし、両市町の複数の委員からB案（編入合併）との発言があることや私の支持者などの意見も編入合併が多いことからB案（編入合併）に賛成します。

■私の支持者に意見を伺ったところ、B案（編入合併）という意見が多く、また、時間もさほど無い中で話を進めていくことを考えれば、平等に協議を進める前提でB案（編入合併）に賛成します。

■幹事会において事務事業を具体的に調整する上では、住民サービスを低下させず、より充実を図るという考え方で進めています。そのためには、基本となるベースが必要ですので、B案（編入合併）が良いと考えます。

■B案（編入合併）でお願いしたいと考えます。先ほど板倉町の委員から板倉町議会議員は新設合併を期待しているというような話がありました。どちらにしても、両市町が合併に向けて努力してほしいと思えます。合併によって新たな夢が生まれるものと期待しています。

■合理的な面を考えますと、B案（編入合併）が適当であると考えます。大切なことは、住民に納得してもらえらるような事務事業の調整を行うことであり、その点については、しっかりと協議を進めていくべきであると考えます。



■B案（編入合併）と考えます。将来を考えた時、合併で活路を生み出すことが必要であると考えます。少なくとも、教育関係を考えればメリットは大きく、両市町の自然と文化を守ること、さらには個性を大事にした中でまちづくりができることから合併を進めるべきであると考えます。



### 【意見交換の結果】

**A案（新設合併）**

賛成する委員 4名

**B案（編入合併）**

賛成する委員 15名

この結果、B案（編入合併）に賛成する委員の数が、出席委員の3分の2以上となり、採決することができる状況となりま

したが、本日の意見交換の結果を踏まえて合併の方式を選択した上で、適切な時期での採決を行うことになりました。

なお、今回欠席した委員から次のとおり意見書の提出があり、事務局より報告が行われました。

#### 【意見書（要旨）】

私は、B案（編入合併）に賛成します。

その理由は、将来、明和町・千代田町・邑楽町などの合併が予測されます。その時、館林市と板倉町の合併が新設合併だった場合は、今後の合併においても当然、新設合併を望む意見が大きくなると予想されます。前回の講演会で説明がありましたが、前橋市や高崎市のように複数回合併を実施しているところは、編入合併方式が採用されています。

今後、館林市の合併が何回実施されるかわかりませんが、将来のことを考慮しても、合併事務の簡素化、費用の軽減を考え編入合併に賛成します。

### 議案第15号

#### 国民健康保険事業の取扱いについて

↓原案のとおり可決となりました

##### ◆国民健康保険税の賦課

国民健康保険税は、医療分や支援金分、介護分の3つの区分があり、両市町ともに、区分ごとに所得割、資産割、均等割、平等割の税率を定め課税していますが、それぞれの税率は異なっています。

また、平成30年度から国民健康保険制度が群馬県全域で一本化される予定ですが、税率は各自自治体で定めることになるため、制度が一本化された後も税率は異なります。

そのため、合併年度は両市町の税率を適用し、その後、これに続く5年度以内に段階的に調整を図り、税率を統一します。

また、納期と軽減制度については、現行のとおり新市において継続しますが、減免制度については、館林市の例により合併時に統合します。

##### ◆特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査については、実施時

期及び自己負担額が異なるため、実施時期については館林市の例により合併時に統合し、自己負担額については、板倉町の例により統合します。

また、特定保健指導については、実施方法及び指導内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。

### 議案第16号

#### 保健衛生事業について

↓継続審議となりました

保健衛生事業については、第5回合併協議会において協議事項として事前説明が行われ、今回審議事項として提案がありました。新市の自己負担額などについて協議がまとまらなかったため、継続審議となりました。

再度、専門部会において保健衛生事業全般にかかる判断材料となる資料を作成し、幹事会において再協議を実施することになりました。提案した調整内容と委員からの質疑などは次のとおりです。

##### ◆健康増進計画・食育推進計画

健康増進計画・食育推進計画につ

いては、計画期間や計画策定にかか  
る諮問機関、計画の評価方法が異な  
りますが、基本目標などは同様であ  
るため、合併時は現市町の計画をそ  
のまま移行し、合併後に新市におい  
て策定します。

#### ◆健康診査事業

健康診査事業については、若年者  
健康診査や生活保護受給者健康診査  
歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、  
肝炎ウイルス検診の5事業を実施し  
ていますが、対象者や実施方法、自  
己負担額などが異なります。そのた  
め、健康診査事業については、館林  
市の例により合併時に統合します。  
ただし、肝炎ウイルス検診の対象  
者については、板倉町の例によるも  
のとします。

#### ◆がん検診事業

がん検診事業については、胃が  
ん検診や胸部検診・肺がん検診、大腸  
がん検診、子宮頸がん検診、乳がん  
検診、前立腺がん検診、がん検診推  
進事業を両市町で実施していますが、  
胃がんリスク検診は館林市のみ実施  
しています。

対象者や実施方法、自己負担額な

どが異なるため、がん検診推進事業  
を除く各種がん検診については、館  
林市の例により合併時に統合しま  
すが、がん検診推進事業については、  
国の事業実施要綱に基づき合併時に  
再編します。

#### ◆定期予防接種

定期予防接種については、B型肝炎  
炎やヒブワクチン、小児用肺炎球  
菌、四種混合(ジフテリア、百日せ  
き、破傷風、ポリオ)、不活化ポリオ  
BCG、麻しん風しん混合及び麻し  
ん・風しん、水痘(水ぼうそう)、日  
本脳炎、二種混合(ジフテリア、破  
傷風)、子宮頸がん、高齢者インフル  
エンザ、高齢者用肺炎球菌の13項目  
を実施しています。両市町とも種類  
や対象者、自己負担額は同様である  
ため、現行のとおり新市において継  
続します。

ただし、指定医療機関が異なるた  
め、合併時までに調整します。

#### ◆任意予防接種

任意予防接種については、風しん  
予防接種と高齢者用肺炎球菌ワクチ  
ン予防接種を両市町で行っています  
が、それぞれ助成期間や助成内容が

異なっています。また、おたふくか  
ぜワクチン予防接種は板倉町のみ、  
ロタウイルスワクチン予防接種は館  
林市のみ実施しています。

そのため、風しん予防接種、高齢  
者用肺炎球菌ワクチン予防接種及び  
おたふくかぜワクチン予防接種につ  
いては、板倉町の例により合併時に  
統合します。

また、ロタウイルスワクチン予防  
接種については、館林市の例により  
合併時に統合します。

#### ◆健康まつりに関すること

健康まつりについては、地域住民  
の健康増進を図ることを目的に実施  
している事業としては同様ですが、  
事業規模や実施回数が異なるため、  
合併時までに事業内容や実施方法を  
調整し、再編します。

#### Q 委員からの質問(要旨)

若年者健康診査については、  
館林市では500円の自己負担  
額がありますが、板倉町では無  
料です。館林市の例により合併  
時に統合するという調整内容で  
は、板倉町でも500円の自己

#### A 専門部会からの回答

この場でお答えできる数字と  
しましては、館林市の生活習慣  
病予防健診は4・7%、肺がん  
検診は23・2%、胃がん検診  
10・7%、大腸がん検診16・4%、  
子宮頸がん検診21・6%です。  
また、板倉町の国民健康保険の  
特定健康診査は、43・2%、胃  
がん検診は12・2%です。  
今後、幹事会で協議の上、受  
診率が比較できる資料を提出し  
ます。

#### Q 委員からの質問(要旨)

誰もが合併すれば行政経費が  
削減されると考えています。合  
併によって削減された経費がど  
の程度なのか全体像が見えなけ  
れば合併協定項目の議論ができ  
ないと思います。財政収支のシ  
ミュレーションを行い、それを  
踏まえた上で協議  
を行うべきではな  
いでしょうか。

負担額が生じることとなります。  
若年者健康診査の目的は、若い  
うちから生活習慣病などの発症  
を予防することにあります。若  
年者の受診率は低い状況です。  
中長期的な視点から健康診査を  
受けてもらうためには、板倉町  
の例により無料とする調整を  
行うということから、再検討が  
必要と考えます。

#### A 専門部会からの回答

保健衛生事業の中で実施して  
いる健康診査事業は、国民健康  
保険の特定健康診査とは違い、  
オプションという意味合いの事  
業と捉えています。自分の健康  
に自覚と責任を持っていただく  
という考え方から、原則500  
円の自己負担をお願いしたいと  
考えていますが、市民税が非課  
税のかたについては無料とする

#### A 事務局からの回答

新市基本計画において、新市  
の財政推計を示すことになりま  
すが、現時点では、両市町の事  
務事業や住民サービスの相違点  
をどう調整するのか、その多く  
が決定していないため、合併後  
にどれだけ行財政改革による節  
減経費を生み出せるのか具体的  
な金額を算出することは困難な  
状況です。事務局としては、合  
併は持続可能なまちづくりを進  
めることであり、合併時のみの  
状況で判断するのではなく将来  
を見据えた判断が必要であると  
認識しています。

調整を行いました。

#### Q 委員からの質問(要旨)

板倉町では、健康診査事業や  
がん検診事業について特に思い  
入れがあります。それは、群馬  
県内で健康寿命が一番悪かった  
ことがあり、無料化できるもの  
は積極的に無料化し、町民に積  
極的に受診していただくこと  
にしました。そして、早期発見、  
早期治療を行うことで総合的に  
医療費の抑制を図ろうというこ  
とで健康診査事業やがん検診事  
業などの一部を無料化し、受診  
率を高めようとする事業を実施し  
ています。しかし、無料だったも  
のが有料化されることになれば、  
板倉町民からすればサービスが  
低下することになり、理解して  
もらえないと思います。財政的  
な部分も含めてもっと踏み込ん  
だ議論をした上で丁寧に説明し  
てもらいた  
く思います。

#### Q 委員からの質問(要旨)

500円の自己負担額につ  
いて議論していますが、重要なこ  
とは、どれくらいのかたが受診  
しているかということだと思  
います。無料である板倉町の受診  
率と有料である館林市の受診率  
にどれほどの違いがあるので  
しょうか。

#### A 専門部会からの回答

財政的な部分につきまして、  
健康診査事業やがん検診事業、  
予防接種事業の概算を合算した  
金額でお答えします。  
まず、今回の提案した内容で  
の新市における財政負担は、  
90万円の減額となります。次に  
館林市の内容に全て合わせる  
と、150万円の減額となり、  
板倉町の内容に全て合わせると、  
690万円の増額となります。  
また、両市町のそれぞれサービ  
ス水準の高い内容に合わせて、  
1,490万円の増額となります。



## 副会長からの意見(要旨)

板倉町の責任者としての立場から意見を申し上げます。これまでの意見交換などを聞いていますが、「サービスは高い方に負担は低い方に合わせる」という調整を行わなければ、仮に合併協議会で合意されても最終的に判断する町民が納得しないと思います。財政的な問題もあるでしょうが、特別職や職員の削減など、経費が削減される部分もありますので、議論に値する財政的なシミュレーションを行った上で判断しなければなりません。合併は両市町において初めての出来事ですので、試行錯誤しながらも納得できる内容で調整したいと考えています。

## 協議第16号 児童福祉事業について

### ↓次回以降の審議事項となりました

両市町の子ども・子育て支援事業計画や家庭児童相談、婦人相談及び

母子・父子自立支援相談など6項目について、事務局から次のような説明がありました。

### 《説明》

#### ◆子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画は、国の基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を確保することなどを目的に、両市町で策定しています。両市町とも計画期間（平成27～31年度）や策定体制、計画内容などは同様です。

#### 【具体的な調整内容】

子ども・子育て支援事業計画については、合併時は両市町の事業計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定します。

#### ◆家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談

館林市では、次の3つの相談事業を実施しています。

①家庭児童相談 ↓ 児童の発達や養育、児童虐待など、家庭児童福祉に関する相談に応じ、家庭における適正な児童養育及び家庭児童福祉の向

上を図るもの

②婦人相談 ↓ 配偶者や交際相手からの暴力、離婚問題など、日常生活における何らかの悩み相談に幅広く応じ、関係機関と連携して必要な援助や指導を行うもの

③母子・父子自立支援相談 ↓ 母子家庭や父子家庭、父母のいない児童を養育している家庭及び寡婦の自立を支援し、生活の安定と向上を図るもの

板倉町では家庭児童相談室や婦人相談員、母子・父子自立支援員を設置していないため、相談などがある時には、群馬県が設置している東部児童相談所や女性相談センター、館林保健福祉事務所などと連携して対応しています。

#### 【具体的な調整内容】

家庭児童相談、婦人相談及び母子・父子自立支援相談については、合併時に総合相談窓口として一元化し再編します。

#### ◆ファミリー・サポート・センター事業

館林市では、仕事と家庭の両立を支援し、安心して子育てができるための環境づくりを推進することで、

児童福祉の向上を図ることを目的に、ファミリー・サポート・センター事業を実施しています。

事業内容は、育児の援助を受けた人（おねがい会員）と育児の援助を行える人（まかせて会員）の相互援助を仲介し、冠婚葬祭や病気など、会員が外出する際の児童の預かりや、保育施設などへの送迎といった援助活動を行うものです。

なお、事業の実施は館林市社会福祉協議会へ委託しています。

#### 【具体的な調整内容】

ファミリー・サポート・センター事業については、館林市のみ実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

#### ◆地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、育児不安についての相談指導や子育てサークル活動などへの支援を行うとともに、地域の保育ニーズに応じて地域全体で子育て支援の基盤を形成することにより、育児支援を図ることを目的に両市町で実施しています。

なお、館林市には5か所、板倉町には1か所の地域子育て支援センターがあり、開館日や開館時間など

に違いはありますが、事業内容は同様です。

#### 【具体的な調整内容】

地域子育て支援拠点事業については、現行のとおり新市において継続します。

#### ◆放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後などに小学校の余裕教室や児童館などを利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的に両市町で実施しています。児童クラブは、館林市には16か所、板倉町には5か所の施設があり、事業の実施は各児童クラブへ委託しています。

なお、館林市では、児童クラブを利用する児童の保護者の経済的負担を軽減することを目的に、保育料の一部を補助しています。

#### 【具体的な調整内容】

放課後児童健全育成事業については、現行のとおり新市において継続します。

ただし、保育料軽減補助については、館林市の例により合併時に統合

します。

#### ◆児童館運営

児童館は、児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に両市町で設置しています。

なお、館林市には3か所、板倉町には1か所の児童館があり、両市町とも直営で運営しています。

#### 【具体的な調整内容】

児童館運営については、開館時間及び休館日が異なるため、合併時に再編します。



## 協議第17号

### 保育事業について

#### ↓次回以降の審議事項となりました

両市町の公立保育園や子どものための教育・保育給付など4項目について、事務局から次のような説明がありました。

### 《説明》

#### ◆公立保育園

公立保育園は、館林市には9園、板倉町には2園あります。両市町とも開園日は月曜日から土曜日（祝日、年末年始除く）で同様ですが、開園時間は地域の実情などにより異なります。また、土曜日の開園時間については、館林市では午前7時から午後6時まで、または午前7時から午後7時まで開園していますが、板倉町では午前7時30分から午後0時30分までの開園となっています。

#### 【具体的な調整内容】

公立保育園については、現行のとおり新市において継続します。ただし、板倉町の土曜日の開園時間については、午前7時30分から午後7時30分までとします。

#### ◆子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、小学校就学前の児童が幼稚園、認定こども園及び地域型保育を利用した場合に、その教育・保育に要する費用を保護者に代わって直接、利用施設に施設型給付費などを給付し、また、保育を必要とする小学校就学前

児童を民間保育所へ入所委託した際に委託費を支払う制度であり、両市町で実施しています。

#### 【具体的な調整内容】

子どものための教育・保育給付については、現行のとおり新市において継続します。

#### ◆支給認定

支給認定は、小学校就学前の児童が幼稚園や保育園、認定こども園、地域型保育を利用するために、支給要件に基づき1号・2号・3号の支給認定区分や保育必要量などの認定を行うものであり、両市町で実施しています。

支給認定区分は同様ですが、保育認定の基準及び認定手続きが異なります。

#### 【具体的な調整内容】

支給認定については、保育認定の基準及び認定手続きが異なるため、合併時に再編します。

#### ◆利用者負担額（保育料）

保育料は、国が定める上限額の範囲内で、世帯の所得状況やその他の事情を勘案して、両市町がそれぞれ

定めた階層区分に基づいて徴収しています。

館林市では、1号認定が14階層、2号・3号認定が21階層、板倉町では、1号認定が5階層、2号・3号認定が12階層あり、各階層の保育料月額も異なります。

また、少子化対策の一環として、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすい環境を整備するため、両市町では保育料の軽減制度を設けています。多子世帯軽減や母子等世帯軽減については、国の制度であるため同様ですが、第3子以降保育料無料化の対象児童が異なるほか、館林市では、未婚のひとり親世帯に対し、税法上の寡婦（夫）控除をみなし適用することで保育料を軽減しています。

#### 【具体的な調整内容】

保育料については、階層区分ごとの保育料月額が異なるため、合併時に再編します。

また、軽減制度については、第3子以降保育料無料化の対象児童が異なるほか、館林市のみ寡婦（夫）控除のみなし適用を実施しているため、館林市の例により合併時に統合します。

### 協議第18号

#### 生活保護事業について

↓次回以降の審議事項となりました

両市町の生活保護事業について、事務局から次のような説明がありました。

#### 《説明》

#### ◆生活保護事業

生活保護事業は、要保護者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、両市町で実施しています。

ただし、館林市では館林市福祉事務所を設置し、生活保護にかかる相談や保護の要否の決定などを直接行っていますが、板倉町では福祉事務所を設置していないため、群馬県が設置している館林保健福祉事務所が実施機関となり、保護の要否の決定などを行っています。

#### 【具体的な調整内容】

生活保護事業については、館林市の例により合併時に統合します。

## イベントのご案内

### 第7回 麺-1グランプリ in 館林（館林市）

館林市内外のうどんやラーメンなどの名店が出店します。各店舗のオリジナルティーあふれる麺料理を満喫できます。

と き：9月30日（土）、10月1日（日）  
午前10時～午後4時（雨天決行）  
※1日の販売は午後3時まで  
ところ：市役所東広場

### 群馬の水郷 秋の揚舟 谷田川めぐり（板倉町）

船頭が竹ざお1本で、谷田川の約2kmのコースをおよそ1時間かけて周遊します。

運航期間：9月2日（土）～10月29日（日）  
運航日：土・日曜日、祝日  
ところ：群馬の水郷（邑楽郡板倉町大字岩田2941-3）  
料 金：1人1,000円（小学生以下は無料）



合併協議会ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。協議の状況や会議録を掲載していますので、ご覧ください。また、館林市及び板倉町の公式ホームページにも両市町の広報紙をはじめ、さまざまな情報が掲載されていますので、ご覧ください。

<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

館林市・板倉町合併協議会

検索

